

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第88号**

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額の額	根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額の額
略				略			
3 道路 占用条 例	(1)及び(2) 略	略	略	3 道路 占用条 例	(1)及び(2) 略 (3) 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項に規定する業務の用に供するための占用	略	略
	(3) 略				(4) 略		
	(4) 略				(5) 略		
	(5) 略				(6) 略		
	(6) 略				(7) 略		
	(7) 略				(8) 略		
	(8) 略				(9) 略		
	(9) 略				(10) 略		
	(10) 略				(11) 略		
	(11) 略				(12) 略		
	(12) 略				(13) 略		
	(13) 略				(14) 略		
	(14) 略				(15) 略		
	(15) 略				(16) 略		
	(16) 略				(17) 略		
	(17) 略				(18) 略		
	(18) 略				(19) 略		
	(19) 略				(20) 略		
	(20) 略				(21) 略		

(21) 略	
(22) 略	
略	

(22) 略	
(23) 略	
略	

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。